

4月1日から 道路交通法が改正されます



自転車ルール^の再確認を

自転車は、あらゆる世代で広く使われる便利な交通手段ですが、近年は事故が増加傾向にあります。交通ルールの順守を促すことを目的に、軽微な違反を取り締まる「交通反則通告制度(青切符)」が導入されます。

Point/

青切符の対象となる違反行為

道路交通法の改正に伴い、青切符(交通反則告知書)の対象となる代表的な違反行為を紹介します。 ※その他の違反行為などは、右の二次元コードから確認してください



携帯電話使用等

反則金 1万2000円



自転車に乗りながらの通話や画面の操作をしてはいけません。事故で被害者にけがなどをさせた場合、「重大な過失」として、数千万円の損害賠償を命じられる可能性があります。

信号無視

反則金 6000円



赤信号は必ず止まってください。黄色信号の場合は、停止位置で安全に止められるときは止まってください。自転車乗車中に信号無視で事故を起こした際は、相手が車であっても損害賠償を請求される可能性があります。

指定場所一時不停止等 横断歩行者等妨害等

反則金 5000円

反則金 6000円



一時停止の標識や停止線がある場所では、必ず一時停止をして、左右の安全を確認してから進んでください。また、歩行者が横断歩道を渡っているまたは渡ろうとしているときは、必ず横断歩道の手前で停止し、歩行者が横断を終えてから進んでください。

通行区分違反

反則金 6000円



自転車は軽車両なので左側通行が基本です。また、原則として歩道は通行できませんが、標識での自転車通行可、年齢(13歳に満たないまたは70歳以上)、道路状況などによっては通行できます。ただし、徐行で車道側を通り、歩行者の妨害をしてはいけません。

(撮影場所: 秦野市交通公園)

対象は16歳以上の全ての自転車運転者

運転免許証の有無に関わらず対象となるため、特に学生などで運転免許証を持っていない方がいる家庭では、交通事故・違反などを起こさないよう適切な安全教育を行ってください。

自分ではいつも通り安全に運転しているつもりでも、思わぬところで違反をしてしまっている場合があります。また、「少しであればいいだろう」という軽い気持ちでいるときや、「時間が無い」などの切迫した状況では違反が起こりやすくなります。心と時間にゆとりをもって運転するようにしてください。

赤切符と青切符の違い

赤切符(告知票・免許証保管証)は「刑事処分」の対象として、罰金・科料などの処分を受け、前科が付きます(青切符とは違い、14歳以上が対象)。

赤切符対象の違反	青切符対象の違反
・酒酔い運転 ・酒気帯び運転 など	・信号無視 ・携帯電話使用等 など

※青切符対象の違反でも、悪質・危険性が高いと判断された場合、赤切符の対象となります。

まだまだ間に合います

自転車ヘルメット購入費補助金



対象 市内在住で認証マークの付いた新品のヘルメットを事業協力店(一覧は市ホームページにあります)で購入した方 補助額 上限2000円 申請方法 申請書(市ホームページにあります)に必要書類を添えて、3月31日(火)までに市役所西庁舎3階地域安全課へ持参または郵送

ヘルメットの重要性

自転車事故では頭部を損傷することが多く、ヘルメットを着用していないと、着用している場合と比較して1.8倍も死亡リスクが高くなることが分かっています。

特に、中高生の自転車事故件数が全国で増加していますので、保護者の方は、子供が自転車に乗る際、ヘルメットをかぶっているか確認してください。

※自転車ヘルメットは、紫外線や汗などによる劣化で衝撃吸収性能が低下するため、見た目にも問題がなくても購入後3年程度で交換しましょう。

補助金の申請方法などは市ホームページへ



近年はデザインも豊富

放置自転車などにご注意を



本市では、通行の支障などを防ぐことを目的として、放置自転車や原動機付自転車の撤去を行っています。

市内各駅の半径約300m以内は「自転車等放置禁止区域」となっているため、発見したら直ちに撤去します。短時間の駐車でも周辺の駐輪場などを活用し、道路や歩道上に放置しないようにしてください。

また、7日間以上公道上に放置してある自転車(通行の支障となる自転車は7日に満たない)も撤去を行っています。

撤去された自転車や原動機付自転車は、保管場所(下大槻771-5)で返還しています。返還時は移動料(自転車は2000円、原動機付自転車は4000円)のほか「身分証明書」と「車両の鍵」が必要となります。



駅前の放置自転車



撤去の様子